

平成 29 年 8 月 10 日

第 2 回多度津町議会臨時会会議録

1、招集年月日 平成29年8月10日(木) 午前9時 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄		

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	中川 隆弘
総務課長	矢野 修司
政策企画課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民課長	多田羅 勝弘
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	三谷 勝則
産業課長	岡部 登
消防長	木村 政文
上下水道課長	中田 健二
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

議員各位におかれましては、何かとご多忙の中、ご参集を頂き有難うございます。

只今より、平成29年第2回多度津町議会臨時会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さんおはようございます。

台風一過の大変蒸し暑い酷暑が続いておりますけども、議員皆様方におかれましては、議員活動に奨励して頂いていることと推察を致します。

そういう中におきまして、今日は臨時議会を開催させて頂きましたところ、全議員の皆様にご出席を頂いていますことにお礼を申し上げます。

今日は緊急にと言うのか、どうしてもご審議頂きたい議案が2議案ございまして、ひとつはこの役場庁舎の建て替えに関する件であります。

もうひとつはサッカー場にかかる件であります。どうか慎重審議を頂きたいと願ってご挨拶とさせて頂きます。どうかよろしくお願い致します。

議長（志村 忠昭）

はい、有難うございました。

只今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、平成29年第2回多度津町議会臨時会は成立を致しました。

これより、第2回臨時会を開会致します。

本日の議事日程は、配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。

会議規則第125条の規定により、2番、塩野拓二君、11番、渡邊美喜子君を指名致します。

日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

第2回臨時会の会期は、本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定を致しました。

日程第3、議案第1号、平成29年度多度津町一般会計補正予算（第2号）を議題

と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、矢野君。

総務課長（矢野 修司）

おはようございます。

それでは議案第1号、平成29年度多度津町一般会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額85億4,520万円に、歳入歳出それぞれ1,240万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出、それぞれ85億5,760万円とするものでございます。

この度の補正のうち、歳出における増額補正の主なものは総務費でございます。

一方、歳入における増額補正の主なものは地方交付税でございます。

それでは歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

10ページをお開き下さい。

歳出と致しましては、款2. 総務費は、項1. 総務管理費の、目14. 庁舎建設費を委託料1,240万円の増額補正により1,246万円に改めるものでございます。

次に歳入についてご説明申し上げます。

8ページをお開き下さい。

款4. 地方交付税は、1,240万円の増額補正により15億9,240万円に改めるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額85億4,520万円を85億5,760万円に改めようとするものでございます。

以上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を開始致します。

議長（志村 忠昭）

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第1号についてを採決致します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定を致しました。

日程第4、議案第2号、工事請負契約の締結について(平成29年度多度津町仮設サッカー場造成工事)を議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、矢野君。

総務課長(矢野 修司)

議案第2号、工事請負契約の締結についての提案説明をさせていただきます。

件名につきましては、平成29年度多度津町仮設サッカー場造成工事でございます。

工事場所は、多度津町堀江5丁目で、契約の方法につきましては、8社による制限付一般競争入札でございます。

契約金額は、6,696万円で、その内消費税額は、496万円でございます。

参考までに、請負比率は、99.04%でございました。

工事請負人は、多度津町大字道福寺451番地、枝園建設株式会社、社長、枝園裕子でございます。

また、参考資料と致しまして、2ページから5ページに工事請負契約書、契約保証金にかわる保証証書及び入札金額内訳書の写し、並びに位置図を添付致しております。

工事の概要と致しましては、現在、主にサッカー場として利活用しております多度津山造成地の売却処分について、去る6月議会において町有財産の処分について議決を頂いたところでございますが、当該サッカー場の代替施設として、このたび県が所有する中讃流域下水道金倉川浄化センター敷地の一部の使用許可を受けてサッカー場1面を新たに整備しようとするものでございます。

今後は、県が定めた管理要綱使用細則に基づき、総務課が主管課として同サッカー場の管理をしていくこととなっております。

なお、工期につきましては、平成29年10月2日までとしております。

以上の内容のものを、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第2条の規定により、本工事請負契約に関する契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第2号、工事請負契約の締結について、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を開始致します。

はい、尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

サッカー場仮設工事の内訳で排水工事が入っていないんですが、これはまあ、含まれとんかどうかいことを伺いたいんやけど。そうか、元県有地なんで、県の方で既にもう排水工事はされとんかどうかいことをちょっとお伺いしたいんやけど。どうぞよろしくをお願いします。

議長（志村 忠昭）

政策企画課長、河田君。

政策企画課長（河田 数明）

おはようございます。尾崎議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

はっきりとした排水路工という工種はついておりませんが、本当に微々たる部分でございますが、一部、U型水路と接する部分は工事に入っていたと今、記憶の中にございます。

詳しいことはちょっと図面が今、ございませんので、また、調べてご報告をさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

ちょっと待つてよ。分からんの。ちょっと休憩挟んで、調べて下さい。

すみません、お願い致します。

休憩致します。

休憩 09時12分

再開 09時19分

議長（志村 忠昭）

再開しましたので答弁をお願いします。

建設課長、三谷君。

建設課長（三谷 勝則）

先ほどの尾崎議員さんのご質問の答弁をさせていただきます。

サッカー場のグラウンドの排水は勾配を1%つけて外に流すようにします。

グラウンドの外は既存の排水路に繋ぐように設計しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ないようですので、これをもって、質疑を終結致します。  
これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結致します。  
これより、議案第2号についてを採決致します。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了致しました。  
これにて、平成29年第2回多度津町議会臨時会を閉会致します。  
どうもお疲れさまでした。

閉会 午前9時21分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため  
ここに署名捺印する。

平成 29 年 8 月 10 日  
第 2 回多度津町議会臨時会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記